# 一般社団法人日本物理療法学会　理事会規則

## 第１章　総則

**(目的)**

第１条　この規則は、一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)の定款第 38 条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

**(理事会の種類)**

第２条　理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度２回以上開催する。
3. 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 定款第 27 条第２項より、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

**(理事会の構成)**

第３条　理事会は、すべての理事をもって組織する。

## 第２章　理事会の招集

**(招集者)**

第４条　理事会は理事長が招集する。ただし、第２条第３項第３号により理事が招集する場合及び同条第３項第４号により監事が招集する場合を除く。

2. 第２条第３項第３号による場合は、理事が、同条第３項第４号による場合は監事が招集する。
3. 理事長は第２条第３項第２号又は同条第３項第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
4. 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

**(招集通知)**

第５条　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の２週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2. 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
3. 前２項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

## 第３章　理事会の議事

**(議長)**

第６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(1) 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

**(定足数)**

第７条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

**(理事会の決議方法)**

第８条　理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(1) 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。
(2) 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認めない。

**(決議の省略)**

第９条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(1) 前項の電磁的方法とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により、一定の情報を確実に記録しておくことが出来る物をもって調整するファイルに情報を記録する方法とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)施行規則第 89 条に定めるものとする。
(2) メールによる理事会では、理事長がメール本文に提案内容を記載、もしくは提案書を添付して全理事、監事に配信し、指定日時までに返信がない場合は同意したとみなす。

**(報告の省略)**

第１０条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(1) 前項の規定は、第 20 条第１項の規定による報告には適用しない。

**(監事の出席)**

第１１条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

**(関係者の出席)**

第１２条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

**(議事録)**

第１３条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(1) メールによる理事会議事録は、理事長が議事録を作成、自署、押印後にメールで全理事、監事に配信し、7 日以内に異議がなければ理事会の議決があったものとする。全理事、監事の同意書、議事録への監事の自署、押印は必要としない。

**(議事録の配布)**

第１４条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

## 第４章　理事会の権限

**(権限)**

第１５条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長の選定及び解職を行う。

**(決議事項)**

第１６条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ　この法人の業務執行の決定

ロ　理事長の選任・解職

ハ　代議員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ニ　重要な財産の処分及び譲受

ホ　多額の借入

ヘ　重要な使用人の選任・解任

ト　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
チ　内部管理体制の整備
リ　定款第 29 条に規定する理事の取引の承認
ヌ　事業計画書及び収支予算書等の承認
ル　事業報告及び計算書類等の承認
ヲ　その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項
イ　この法人が定款で定める規則及び、諸規程等の制定、並びにその変更等
ロ　委員会の設置・運営に必要な事項の決定
ハ　定款第 30 条の責任の免除の締結
ニ　基本財産の指定、維持及び処分
ホ　その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項
イ　重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
ロ　重要な事業その他の争訟の処理
ハ　その他理事会が必要と認める事項

**(理事の取引の承認)**

第１７条 理事が定款第 29 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
(1) 取引をする理由
(2) 取引の内容
(3) 取引の相手方・金額・時期・場所
(4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
(5) その他必要事項

2. 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

**(責任の免除)**

第１８条 理事会は、定款第 30 条に基づき、役員が法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3. 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項、及び責任を免除することに異議がある場合には 3 ヶ月以内に異議を述べるべき旨を代議員に通知しなければならない。

4. 前項の責任を負う役員等を除く総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員が 3 ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

**(報告事項)**

第１９条 理事長及び副理事長は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。(定款 第 26 条４項と同文)

2. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会および理事会に報告しなければならない。
3. 理事が定款第 29 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第５章　事務局

**(事務局)**

第２０条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

## 第６章　雑則

**(改廃)**

第２１条 この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

**附則**

この規則は平成 31 年 2 月 1 日から施行する(平成 31 年 1 月 31 日　理事会議決)。

**附則**

この規則は平成 31 年 2 月 25 日から施行する(平成 31 年 2 月 24 日　理事会議決)。